

水質汚濁防止法における構造基準の点検結果の報告及び公開に関する取組実施要綱

制定 令和8年10月5日 み水第837号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づき有害物質使用特定施設等を設置する事業場において実施される構造基準の点検結果について、本市が、事業者からの報告を受け、有害物質使用特定施設等における構造基準の遵守状況を効率的かつ効果的に把握するとともに、その情報を本市の「よこはま土壤・水質マップ」にて公表することにより、事業者による有害物質使用特定施設等における自主的な施設管理の向上並びに土壤汚染及び地下水汚染の未然防止に対する市民及び事業者の理解促進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）構造基準の点検結果 水質汚濁防止法第14条第5項の規定に基づき実施した有害物質使用特定施設等の構造基準に係る定期点検の結果をいう。
- （2）有害物質使用特定施設等 水質汚濁防止法第12条の4に規定する構造基準の適用を受ける施設であって、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設をいう。
- （3）よこはま土壤・水質マップ 本市が運用する水質汚濁防止法の特定事業場や土壤汚染対策法における調査結果の情報をデジタル地図と連携させたシステムをいう。

（点検結果の報告）

第3条 市長は、有害物質使用特定施設を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）に対し、構造基準の点検結果の報告について協力を求めることができる。

2 提出を求める資料は次のとおりとする。

有害物質使用特定施設等における構造基準点検簿

3 設置事業者は、初回の報告にあたっては、原則として、直近3年間に実施した有害物質使用特定施設等における構造基準の点検結果について提出するものとする。

4 設置事業者は、2回目以降の報告にあたっては、原則として、初回報告後に実施した有害物質使用特定施設等における構造基準の点検結果について提出するものとする。

5 本条による報告については設置事業者が任意の時期に行うものとする。

6 市長は、第1項の規定による点検結果の報告を受理したとき、随時、その結果について確認するものとする。

（点検結果の公開）

第4条 前条の報告を行う設置事業者は、情報公開用の本市所定の入力様式（以下「入力様式」という。）を市長に提出できるものとする。

2 提出方法は次のとおりとする。

（1）横浜市電子申請・届出システム

（2）電子メール

3 市長は、前条及び第1項に基づき提出された情報について、同意を確認したうえで、「よこはま土壤・水質マップ」により公表するものとする。

4 公開する情報は次のとおりとする。

（1）事業場名称

（2）所在地

（3）特定施設番号及び有害物質貯蔵指定施設

（4）点検年月日

（5）点検方法

(6) 点検結果

- 5 第3項及び第5条第3項の規定により公表した情報は、第6条第3項に該当する事由がない限り、継続して公開するものとする。

(情報公開への同意)

第5条 設置事業者が提出した入力様式の情報については、当該様式の提出をもって、当該設置事業者が第4条第3項に掲げる情報の公表に同意したものとみなす。

- 2 市長は、設置事業者から第3条の規定による報告があった場合において、提出された資料を基に前条第1項に規定する入力様式を作成し、当該設置事業者に対して内容の確認及び「よこはま土壌・水質マップ」での公表の同意を求めることができる。

- 3 市長は、前項による同意を確認できたときは、「よこはま土壌・水質マップ」により公表するものとする。

(公開情報の変更及び削除)

第6条 第4条及び第5条の規定により情報が公開されている者は、第4条第4項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更した内容を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による変更内容を受理したとき、「よこはま土壌・水質マップ」において遅滞なく公開情報の内容を変更するものとする。

- 3 市長は、第4条及び第5条の規定により情報が公開されている内容について、次の各号のいずれかに該当するときは、公開を取りやめるものとする。

- (1) 設置事業者から公開情報の削除の申出があったとき。
- (2) 公開情報に重大な誤りが認められたとき。
- (3) その他公開を継続することが適当でないと市長が認めたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本取組の実施に必要な事項は、みどり環境局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月14日から施行する。